事例No.	298
公表年度	H28
団体の属性	複数団体
団体名	北海道旭川市、東神楽町、鷹栖町、当麻町、比布町、東川町

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設の集約化等 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

「旭川圏域における下水道の広域処理」（汚水処理施設の統廃合）

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

下水道：事例１

○ 事例名等

事例名	旭川圏域における下水道の広域処理
団体名	北海道旭川市・東神楽町・鷹栖町・ 当麻町・比布町・東川町

《広域化等（共同化・最適化を含む）の類型及びその概要》

類型	汚水処理施設の統廃合
概要	旭川市と周辺5町で、下水終末処理場及び管渠を共同で建設し、利用しているもので、水量按分で費用負担を行っている事例。

○団体・事業の概要

団体名	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町
行政区域内人口（人）	345,288	7,176	10,385	6,734
行政区域内面積（㎢）	747.7	139.4	68.5	204.9
事業区分・法適用区分	公共下水道・全部適用	公共下水道・非適用	公共下水道・非適用	特定環境保全公共下水道事業・非法適用
供用開始年月日	昭和39年11月1日	昭和61年9月1日	昭和57年10月20日	昭和63年9月1日
処理区域内人口（人）	332,665	5,002	8,669	3,826
処理区域内面積（ha）	8,014.0	160.5	257.0	122.6
施設利用率(%)	77.7%	－	－	－
職員数(人)	70	2	2	1
営業費用(千円)	7,716,628	73,058	100,409	48,184
営業収益(千円)	6,092,320	59,374	188,537	54,100
団体名	比布町	東川町		
行政区域内人口（人）	3,864	8,018		
行政区域内面積（㎢）	86.9	247.1		
事業区分・法適用区分	特定環境保全公共下水道事業・非適用	特定環境保全公共下水道事業・非適用		
供用開始年月日	平成元年10月1日	平成8年10月1日		
処理区域内人口（人）	2,507	5,444		
処理区域内面積（ha）	97.0	299.0		
施設利用率(%)	－	－		
職員数(人)	1	2		
営業費用(千円)	27,414	79,236		
営業収益(千円)	25,686	109,254		

※表中の計数はH28年３月末時点

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

流域下水道事業の申請が不採択となり、各団体において公共下水道事業を実施することになったが、公共用水域の保全のためには個々の公共下水道としてだけではなく、流域全体を考えた総合的な整備手法が必要であった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

旭川市と近郊5町である東神楽町・鷹栖町・当麻町・比布町・東川町が合併処理により吐口を1か所にすることが水質管理の面から望ましいこと、また、地理的要因を勘案しても個々に処理場を造るよりも、1か所にまとめて造るほうが建設費・維持管理費で経済的であるため。

事業開始までの流れ

昭和40年代	旭川市及び周辺他町において、下水道事業の実施検討を始めていたことから、1市5町により下水道整備の協議を実施
昭和49年	「石狩川流域別下水道整備総合計画」が策定され、1市5町による合併汚水処理計画が認められた。また、流域下水道事業の申請をしたが、採択基準(構成市町の人口比率等)に合致せず不採択となり、独自の処理場を整備することとなる。
昭和52年 5月 1日	旭川広域圏下水道協議会発足
昭和56年 1月23日	旭川広域圏下水道に関する協定書を締結
昭和57年 9月16日	東神楽町と接続合併処理開始
昭和61年 9月 1日	鷹栖町と接続合併処理開始
昭和63年 9月 1日	当麻町と接続合併処理開始
平成元年10月 1日	比布町と接続合併処理開始
平成15年10月 1日	東川町と接続合併処理開始

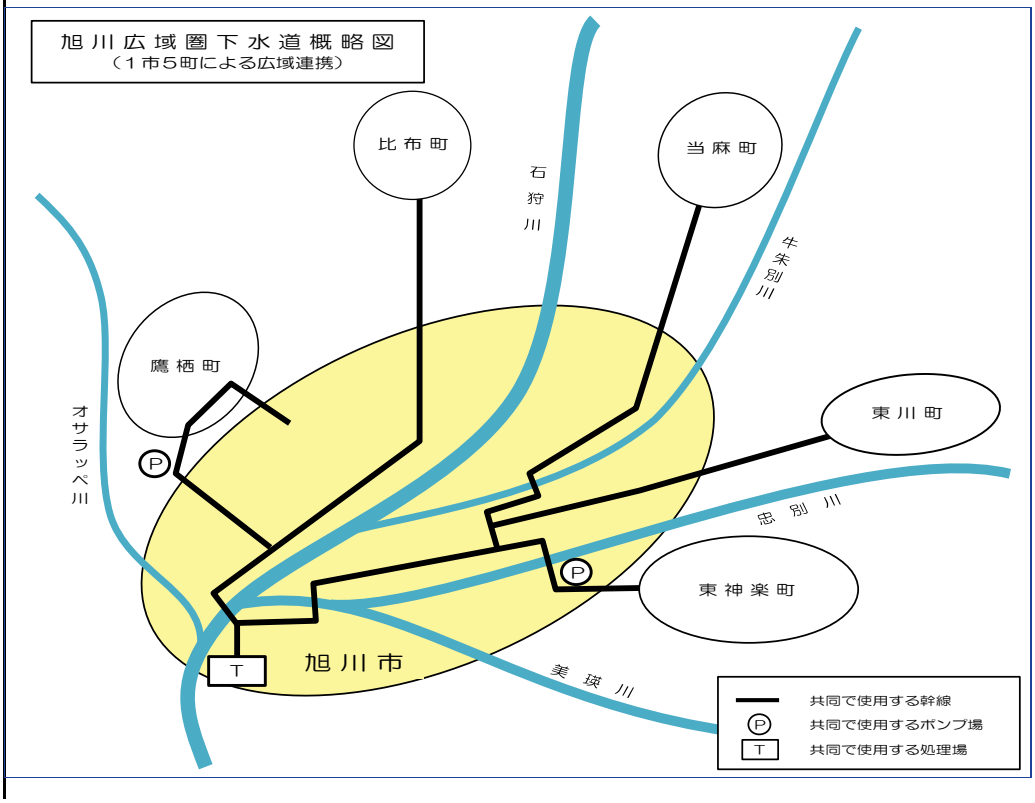
2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

旭川市に設置した処理場に1市5町の下水を集約して処理する。

1市5町は、旭川市との行政界までの広域幹線管渠を自ら整備するとともに、処理場建設に係る費用の一部を負担する。

処理場を1か所に集約することにより、放流水質の管理を一元化でき、処理場の建設・維持に係るコストを抑えることができる。



(2)効果
　処理場を共同設置したことにより、当初建設費及び更新費用については、単独実施に比べて施設規模が小さくなり、費用が抑えられた。また、維持管理費についても、単独実施であれば各自治体において施設(処理場・管渠・ポンプ場等)を管理する人員及び費用がかかるところを、共同実施により一括して行うことで費用削減効果が出ている。結果として下水道使用料も抑制できている。

3. 広域化等に取り組む上での都道府県の関与や役割について

北海道は、石狩川流域別下水道整備総合計画(石狩川流総)に1市5町による共同処理を行う方針を明記した。

4. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
　広域圏を流れる河川流域の最下流に位置する自治体(本事例では旭川市)に処理施設等を集中させることで、効率的に下水を集約することが可能となり、広域圏全体としてのコスト縮減と公共用水域の水質保全に寄与することができた。

(2)今後の課題等
　不明水対策等、関係市町全体で取り組まなければ解決できない問題への取り組みについて、より実効的な協力体制を構築する必要がある。

〇問合せ先

担当課	旭川市水道局下水道施設課		
TEL	0166-24-3167	MAIL	gesuido_sisetsu@city.asahikawa.hokkaido.jp